



熊本県公報

号外 第13号
令和7年(2025年)
3月28日(金)
(毎週火・金発行)

目次

告示

- 令和7年度(2025年度)予算の要領 (財政課) 1

告示

熊本県告示第257号の2

令和7年度(2025年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和7年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和7年(2025年)3月28日

熊本県知事 木村敬

令和7年度熊本県一般会計予算

令和7年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ844,796,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 總 稅		千円 163,953,150
	1 県 民 稅	49,472,159
	2 事 業 稅	49,562,782
	3 地 方 消 費 税	19,186,252
	4 不 動 産 取 得 税	5,087,532
	5 県 た ば こ 税	2,139,807
	6 ゴルフ場利用税	609,142
	7 軽 油 引 取 税	13,766,427
	8 自 動 車 税	23,994,070
	9 鉱 区 税	10,943
	10 狩 猶 税	17,589
	11 産 業 廃 棄 物 税	106,447
2 地方消費税清算金		91,808,518
	1 地方消費税清算金	91,808,518

款	項	金額
3 地 方 譲 与 税		千円 32,616,529
1 特別法人事業譲与税		30,028,843
2 地方揮発油譲与税		2,089,086
3 石油ガス譲与税		55,141
4 自動車重量譲与税		239,031
5 地方道路譲与税		1
6 森林環境譲与税		191,456
7 航空機燃料譲与税		12,971
4 地方特例交付金		791,681
1 地方特例交付金		791,681
5 地 方 交 付 税		222,200,207
1 地 方 交 付 税		222,200,207
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		229,448
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		229,448
7 分担金及び負担金		4,520,414

款	項	金額
		千円
	1 分 担 金	703,084
	2 負 担 金	3,817,330
8 使用料及び手数料		9,382,165
	1 使 用 料	6,505,540
	2 手 数 料	2,876,625
9 国庫支出金		119,049,845
	1 国庫負担金	43,571,560
	2 国庫補助金	71,699,274
	3 国庫委託金	3,779,011
10 財産収入		2,243,450
	1 財産運用収入	936,231
	2 財産売払収入	1,307,219
11 寄附金		562,848
	1 寄附金	562,848
12 繰入金		56,442,961

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	214,259
	2 基金繰入金	56,228,702
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		58,992,329
	1 延滞金、加算金及び過料等	132,276
	2 県預金利子	11,869
	3 貸付金元利収入	46,780,524
	4 受託事業収入	1,927,418
	5 収益事業収入	2,580,787
	6 雜収入	7,559,455
15 県債		82,003,000
	1 県債	82,003,000
	歳入合計	844,796,546

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 1,457,310
	1 議会費	1,457,310
2 総務費		41,417,910
	1 総務管理費	16,261,918
	2 企画費	7,998,418
	3 徴税費	7,731,411
	4 市町村振興費	3,186,739
	5 選挙費	1,143,135
	6 防災費	3,337,930
	7 統計調査費	1,345,253
	8 人事委員会費	213,764
	9 監査委員費	199,342
3 民生費		106,339,811
	1 社会福祉費	58,354,006

款	項	金額
		千円
	2 児童福祉費	42,928,353
	3 生活保護費	4,909,152
	4 災害救助費	148,300
4 衛生費		60,271,531
	1 公衆衛生費	45,773,989
	2 環境衛生費	11,312,339
	3 保健所費	1,760,157
	4 医薬費	1,425,046
5 労働費		2,960,291
	1 労政費	230,747
	2 職業訓練費	2,432,582
	3 失業対策費	172,761
	4 労働委員会費	124,201
6 農林水産業費		67,515,833
	1 農業費	17,357,101

款	項	金額
		千円
	2 畜産業費	3,496,071
	3 農地費	24,686,566
	4 林業費	16,095,284
	5 水産業費	5,880,811
7 商工費		60,001,241
	1 商業費	49,929,447
	2 工鉱業費	8,103,226
	3 觀光費	1,968,568
8 土木費		94,766,880
	1 土木管理費	3,092,618
	2 道路橋りょう費	43,852,216
	3 河川海岸費	29,645,809
	4 港湾費	6,956,186
	5 都市計画費	8,947,459
	6 住宅費	2,272,592

款	項	金額
9 警察費		千円 45,042,000
	1 警察管理費	39,343,755
	2 警察活動費	5,698,245
10 教育費		149,045,279
	1 教育総務費	34,896,340
	2 小学校費	36,583,066
	3 中学校費	22,227,890
	4 高等学校費	34,624,227
	5 特別支援学校費	14,426,325
	6 大学費	1,540,727
	7 社会教育費	2,153,118
	8 保健体育費	2,593,586
11 災害復旧費		17,978,869
	1 総務災害復旧費	150,000
	2 農林水産業 災害復旧費	7,028,072

款	項	金額
		千円
	3 商工災害復旧費	109,436
	4 土木災害復旧費	10,391,928
	5 警察災害復旧費	71,574
	6 教育災害復旧費	227,859
12 公債費		106,554,870
	1 公債費	106,554,870
13 諸支出金		91,244,721
	1 繰出金	15,699,616
	2 ゴルフ場利用税 交付金	426,400
	3 利子割交付金	73,594
	4 地方消費税 清算金	18,867,100
	5 地方消費税 交付金	46,039,701
	6 配当割交付金	837,971
	7 株式等譲渡所得割 交付金	1,235,335
	8 軽油引取税 交付金	3,207,818

款	項	金額
		千円
	9 所得割交付金	188,835
	10 環境性能割 交付金	995,375
	11 法人事業税 交付金	3,672,976
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
	歳出合計	844,796,546

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県議会棟改修事業 熊本市	令和8年度	千円 202,799
2 県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	567,706
3 県庁舎給排水設備改修事業 熊本市	令和8年度	52,052
4 県庁舎昇降機設備改修事業 熊本市	令和8年度	183,825
5 県庁舎非常用発電設備改修事業 熊本市	令和8年度	1,735,131
6 消防学校施設整備事業 益城町	令和8年度 ～令和9年度	5,120,777
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	2,904,418 2,216,359
7 保健・医療・福祉関係業務	令和8年度 ～令和11年度	140,088
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	33,946 39,410 44,874 21,858
8 身体障害者福祉センター空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	120,735
9 身体障害者福祉センター照明設備改修事業 熊本市	令和8年度	26,421
10 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和7年度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和7年度 ～令和10年度	4,500
11 清水が丘学園整備事業 熊本市	令和8年度	641,607

事 項	期 間	限 度 額
12 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の貸付け	令和8年度	千円 468
13 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	令和8年度～令和12年度	57,435
	年次別内訳	
	令和8年度	11,487
	令和9年度	11,487
	令和10年度	11,487
	令和11年度	11,487
	令和12年度	11,487
14 動物愛護センター別館整備事業 熊本市	令和8年度	208,792
15 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和8年度	928,859
16 障がい者訓練委託業務	令和8年度	2,711
17 離職者訓練等委託業務	令和8年度	260,717
18 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に3億500万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和7年度～令和17年度	305,000
19 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に15億2,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和7年度～令和17年度	1,520,000
20 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,528万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和7年度～令和17年度	125,280

事 項	期 間	限 度 額
21 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和7年度において総額50億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和28年度	千円 518,287
	年次別内訳	
	令和8年度	55,729
	令和9年度	57,500
	令和10年度	57,500
	令和11年度	54,200
	令和12年度	49,607
	令和13年度	44,951
	令和14年度	40,294
	令和15年度	35,637
	令和16年度	30,980
	令和17年度	26,324
	令和18年度	21,668
	令和19年度	17,010
	令和20年度	12,353
	令和21年度	7,697
	令和22年度	3,039
	令和23年度	1,453
	令和24年度	1,070
	令和25年度	747
	令和26年度	423
	令和27年度	100
	令和28年度	5
22 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和7年度において総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和23年度	25,692
	年次別内訳	
	令和8年度	3,072
	令和9年度	3,250
	令和10年度	3,250
	令和11年度	3,061
	令和12年度	2,722
	令和13年度	2,373
	令和14年度	2,025
	令和15年度	1,677
	令和16年度	1,328
	令和17年度	980
	令和18年度	720
	令和19年度	551
	令和20年度	389
	令和21年度	227
	令和22年度	64
	令和23年度	3
23 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会(以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和7年度 ～令和8年度	727,882

事項	期間	限度額
24 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和7年度 ～令和8年度	千円 3,970
25 第二字土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和8年度	100,000
26 船津・清田地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和8年度	40,000
27 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和8年度 ～令和9年度	780,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	630,000 150,000
28 晒地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和8年度 ～令和9年度	1,606,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	510,000 1,096,000
29 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊池市	令和8年度	150,000
30 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇土市	令和8年度	140,000
31 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和8年度 ～令和9年度	1,335,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	735,000 600,000
32 小島地区農業生産基盤整備事業 天草市	令和8年度	150,000
33 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大津町	令和8年度	400,000
34 高原地区農業生産基盤整備事業 相良村	令和8年度	120,000
35 水俣地区中山間地域総合整備事業 水俣市	令和8年度	100,000
36 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊池市	令和8年度	100,000

事項	期間	限度額
37 美里地区中山間地域総合整備事業 美里町	令和8年度	千円 150,000
38 上長田地区中山間地域総合整備事業 南関町	令和8年度	136,000
39 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 御船町ほか2町	令和8年度	230,000
40 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦北町	令和8年度	180,000
41 国見地区中山間地域総合整備事業 芦北町	令和8年度	120,000
42 松原地区農村地域防災減災事業 宇土市	令和8年度	120,000
43 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市	令和8年度	60,000
44 竜北地区農村地域防災減災事業 水川町	令和8年度	450,000
45 緊急水管理システム整備事業	令和8年度	230,000
46 大矢野種苗生産施設整備事業 上天草市	令和8年度	62,537
47 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和7年度において総額8億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和27年度	51,850
年次別内訳		
令和8年度		4,800
令和9年度		4,800
令和10年度		4,800
令和11年度		4,640
令和12年度		4,321
令和13年度		4,001
令和14年度		3,682
令和15年度		3,363
令和16年度		3,044
令和17年度		2,725
令和18年度		2,406
令和19年度		2,087
令和20年度		1,768
令和21年度		1,448
令和22年度		1,129
令和23年度		873
令和24年度		679
令和25年度		896
令和26年度		291
令和27年度		97

事 項	期 間	限 度 額
48 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和7年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和17年度	千円 4,229
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	651 651 651 604 511 418 325 232 139 47
	期 間	利子補給率
	10年以内	年1.30%以内
49 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額255億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和7年度 ～令和20年度	332,960
50 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和8年度 ～令和17年度	12,004
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223
	期 間	利子助成率
	10年以内	年1.0%以内
51 企業立地促進費補助	令和8年度 ～令和11年度	2,529,100
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	1,004,000 600,000 600,000 325,100
52 「ONE PIECE」連携復興応援事業	令和8年度	50,000
53 地域道路改築事業 (国道325号) 山鹿市	令和8年度	175,000

事 項	期 間	限 度 額
54 地域道路改築事業 (大津植木線) 合志市・菊陽町	令和8年度	千円 600,000
55 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山都町	令和8年度	185,340
56 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和8年度	135,000
57 県立高等学校仮設校舎賃借	令和8年度 ～令和9年度	259,957
	年次別内訳	
	令和8年度	181,132
	令和9年度	78,825
58 県立高等学校空調設備整備事業 熊本市	令和8年度	136,050
59 済々黌高校整備事業 熊本市	令和8年度	429,287
60 第一高校整備事業 熊本市	令和8年度	1,102,434
61 八代高校整備事業 八代市	令和8年度	280,203
62 人吉高校整備事業 人吉市	令和8年度	33,000
63 天草高校ユニバーサルデザイン改修事業 天草市	令和8年度	15,885
64 牛深高校ユニバーサルデザイン改修事業 天草市	令和8年度	46,712
65 阿蘇中央高校整備事業 阿蘇市	令和8年度	31,500
66 翔陽高校体育館改修事業 大津町	令和8年度	76,486
67 天草拓心高校マリン校舎体育館改修事業 苓北町	令和8年度	57,645
68 熊本支援学校整備事業 熊本市	令和8年度	17,500

事 項	期 間	限 度 額												
69 菊池支援学校空調・照明設備改修事業 合志市	令和8年度	千円 77,196												
70 菊池支援学校整備事業 合志市	令和8年度	699,173												
71 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和8年度 ～令和27年度	7,736												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>利子助成率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td><td>年2.0%以内</td></tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度 令和25年度 令和26年度 令和27年度								
期 間	利子助成率													
20年以内	年2.0%以内													
72 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和7年度 ～令和17年度	元金 1,183,000,000 千円及びその利息に相当する金額												
73 県有施設等管理業務	令和8年度 ～令和12年度	2,805												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次別内訳</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年度</td><td>660</td></tr> <tr> <td>令和9年度</td><td>660</td></tr> <tr> <td>令和10年度</td><td>660</td></tr> <tr> <td>令和11年度</td><td>660</td></tr> <tr> <td>令和12年度</td><td>165</td></tr> </tbody> </table>		年次別内訳		令和8年度	660	令和9年度	660	令和10年度	660	令和11年度	660	令和12年度	165	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度
年次別内訳														
令和8年度	660													
令和9年度	660													
令和10年度	660													
令和11年度	660													
令和12年度	165													

事 項	期 間	限 度 額
74 情報処理関連業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 1,438,153
	年次別内訳	
	令和8年度	405,136
	令和9年度	286,845
	令和10年度	286,473
	令和11年度	286,473
	令和12年度	173,226
75 事務機器等賃借	令和8年度 ～令和17年度	5,151,995
	年次別内訳	
	令和8年度	925,946
	令和9年度	879,954
	令和10年度	879,408
	令和11年度	877,770
	令和12年度	830,154
	令和13年度	498,041
	令和14年度	251,023
	令和15年度	3,233
	令和16年度	3,233
	令和17年度	3,233

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 22,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	据置期間を含め30年以内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利)率
身体障害者福祉センター整備事業費	198,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等
医療施設整備事業費	10,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
職業能力開発校整備事業費	349,000	(その他)		
土地改良国庫補助事業費	3,055,000	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。		
農地海岸保全国庫補助事業費	215,000			
農地防災国庫補助事業費	258,000			
湛水防除国庫補助事業費	491,000			
造林国庫補助事業費	90,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
林道国庫補助事業費	628,000			
治山国庫補助事業費	2,924,000			
保安林整備国庫補助事業費	206,000			
沿岸漁場整備国庫補助事業費	147,000			
漁港国庫補助事業費	398,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	64,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
観光施設整備事業費	千円 136,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
道路橋りょう国庫補助事業費	6,675,000	共団体金融機構、会社、その他	(ただし、利率見直し)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
道路維持国庫補助事業費	2,898,000	(証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。))	方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った	ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
河川国庫補助事業費	1,707,000	(その他)	工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	
砂防国庫補助事業費	2,280,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	151,000			
港湾建設国庫補助事業費	584,000			
土地区画整理事業費	823,000			
街路国庫補助事業費	1,205,000	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とする		
都市公園整備事業費	481,000			
公営住宅建設事業費	452,000			
空港直轄事業負担金	231,000			
土地改良直轄事業負担金	938,000			
農地海岸直轄事業負担金	571,000			
道路直轄事業負担金	6,825,000			
河川直轄事業負担金	3,221,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂防直轄事業負担金	千円 807,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
港湾直轄事業負担金	1,577,000			
鉄道施設過年発生国庫補助事業費	150,000			
耕地災害現年発生国庫補助事業費	154,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000			
治山災害過年発生国庫補助事業費	220,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	6,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	329,000			
公共土木過年発生国庫補助事業費	2,557,000			
教育施設過年発生国庫補助事業費	84,000			
土地改良直轄災害復旧事業負担金	44,000			
議会棟整備事業	65,000			
総合庁舎整備事業	65,000			
県庁舎整備事業	618,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県立劇場整備事業費	千円 398,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 利率見直し 方式で借り 入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
地域公共交通確保維持改善事業費	251,000	会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
防災施設整備事業費	682,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直 しを行った	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
消防学校整備事業費	1,124,000	公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	後において は、当該見 直し後の利 率)
くまもと県民交流館整備事業費	35,000	(その他)		
総合福祉センター整備事業費	322,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることができる。		
総合相談所整備費	8,000			
福祉事務所整備事業費	3,000			
心身障害児福祉施設整備事業費	268,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
児童福祉施設整備事業費	9,000	は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする		
清水が丘学園整備事業費	631,000	ことができる。		
精神保健福祉センター整備事業費	4,000			
ゼロカーボン推進事業費	3,000			
動物愛護施設整備事業費	186,000			
保健所整備事業費	6,000			
技術短期大学校整備事業費	63,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業公園整備事業費	千円 231,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以内 利率見直し 方式で借り入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農業大学校整備事業費	85,000			
農業試験研究機関整備事業費	297,000			
単県農業農村整備事業費	103,000	証券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単県農地防災事業費	40,000			
単県林道整備事業費	46,000			
単県治山事業費	41,000			
林業研究指導所整備事業費	4,000	降に繰り下げて借 り入れることができ る。		
森林公園整備事業費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
水産施設整備事業費	170,000			
漁業取締船建造事業費	547,000			
単県漁港整備事業費	34,000			
水産研究センター整備事業費	85,000			
伝統工芸館整備事業費	632,000			
産業展示場整備事業費	24,000			
産業技術センター整備事業費	70,000			
県有施設保全改修事業費	749,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設技術センター整備事業費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法)	年5.0% 以 内 利率見直し 方式で借り 入れる資金	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単県道路整備事業費	7,718,000	7,777,000	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
単県河川整備事業費	7,777,000	7,777,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
単県砂防整備事業費	1,706,000	1,706,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他)	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
単県河川海岸整備事業費	79,000	79,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げる借 り入れができる。	
単県港湾整備事業費	736,000	736,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げる借 り入れができる。	
天草空港整備事業費	68,000	68,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
単県土地区画整理事業費	343,000	343,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
単県街路整備事業費	99,000	99,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
単県公園整備事業費	34,000	34,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
警察施設整備事業費	1,642,000	1,642,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
交通安全施設整備事業費	1,031,000	1,031,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
県立高等学校整備事業費	6,815,000	6,815,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
県立大学整備事業費	124,000	124,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
文化財保存整備事業費	12,000	12,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	
社会教育施設整備事業費	53,000	53,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする	

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
県立美術館整備事業費	千円 16,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
県営体育施設整備事業費	756,000			
耕地地過年発生単県災害復旧事業費	418,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	23,000			
漁港現年発生単県災害復旧事業費	2,000			
公共土木現年発生単県災害復旧事業費	275,000			
公共土木過年発生単県災害復旧事業費	56,000			
教育施設過年発生単県災害復旧事業費	58,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公有林整備費	71,000 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	82,003,000			

令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和7年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 864,304千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 繰 入 金		3
	1 一般会計繰入金	3
2 諸 収 入		864,301
	1 貸付金元利収入	864,301
歳 入 合 計		864,304

歳出		
款	項	金額
1 商工費		千円 7,586
	1 中小企業振興資金	7,586
2 公債費		833,300
	1 公債費	833,300
3 諸支出金		23,418
	1 繰出金	23,418
歳出合計		864,304

令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和7年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 岁入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,655千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 33,829
	1 繰 越 金	33,829
2 諸 収 入		77,826
	1 貸付金元利収入	77,826
歳 入 合 計		111,655

歳 出

款	項	金額
1 民 生 費		千円 92,477
	1 母子父子寡婦 福祉資金	92,477
2 公 債 費		11,842
	1 公 債 費	11,842
3 諸 支 出 金		7,336
	1 繰 出 金	7,336
歳 出 合 計		111,655

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和8年度 ～令和13年度	千円 294,354
	年次別内訳	
	令和8年度	49,059
	令和9年度	49,059
	令和10年度	49,059
	令和11年度	49,059
	令和12年度	49,059
	令和13年度	49,059

令和7年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和7年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,500,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 2,300,000
	1 証 紙 収 入	2,300,000
2 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		2,500,000

歳 出

款	項	金額
1 諸 支 出 金		千円 2,500,000
	1 繰 出 金	2,500,000
歳 出 合 計		2,500,000

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和7年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 374,950千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 173,640
	1 財産運用収入	292
	2 財産売払収入	173,348
2 繰入金		130,504
	1 一般会計繰入金	123,981
	2 基金繰入金	6,523
3 繰越金		70,806
	1 繰越金	70,806
歳入合計		374,950

歳 出

款	項	金額
1 教育費		千円 374,950
	1 高等学校費	374,950
歳出合計		374,950

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和7年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,383,428千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		890,732
	1 使 用 料	890,732
2 繰 入 金		1,193,911
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,193,911
3 諸 収 入		35,385
	1 雜 入	35,385
4 県 債		1,263,400
	1 県 債	1,263,400
歳 入 合 計		3,383,428

歳出

款	項	金額
1 土木費		千円 1,684,143
	1 港湾費	1,684,143
2 公債費		1,699,285
	1 公債費	1,699,285
歳出合計		3,383,428

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港湾整備事業費	1,263,400 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和7年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産取入		41,791
	1 財産運用収入	41,791
2 繙越金		594,781
	1 繙越金	594,781
3 県債		2,000,000
	1 県債	2,000,000
歳入合計		2,636,572

歳出

款	項	金額
1 土木費		千円 2,635,572
	1 港湾費	2,635,572
2 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
歳出合計		2,636,572

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
八代臨海工業用地造成事業費	2,000,000 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる場合がある。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えを行うことができる。

令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和7年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,837,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産取入		437,000
	1 財産売払収入	437,000
2 繙越金		328
	1 繙越金	328
3 県債		1,400,000
	1 県債	1,400,000
歳入合計		1,837,328

歳出

款	項	金額
1 土木費		千円 1,400,000
	1 道路橋りょう費	1,400,000
2 公債費		437,328
	1 公債費	437,328
歳出合計		1,837,328

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
国直轄道路用地 先行取得事業費	千円 1,400,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げる借り入れができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め15年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和7年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,025
	1 財産運用収入	1,025
2 繙越金		19,159
	1 繙越金	19,159
3 諸収入		526,195
	1 貸付金元利収入	526,195
歳入合計		546,379

歳出		
款	項	金額
1 教育費		千円 546,379
	1 育英資金	546,379
歳出合計		546,379

第2表 債務負担行為

設定

事項	期間	限度額
事務機器等賃借	令和8年度 ～令和12年度	千円 4,026
	年次別内訳	
	令和8年度	929
	令和9年度	929
	令和10年度	929
	令和11年度	929
	令和12年度	310

令和7年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和7年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,589千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 2,053
	1 一般会計繰入金	2,053
2 繰 越 金		219,534
	1 繰 越 金	219,534
3 諸 収 入		480,002
	1 貸付金元利収入	330,752
	2 雜 入	149,250
歳 入 合 計		701,589

歳出		
款	項	金額
1 農林水産業費		千円 701,416
	1 林業改善資金	701,416
2 諸支出金		173
	1 繰出金	173
歳出合計		701,589

令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和7年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,822千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 107,087
	1 繰 越 金	107,087
2 諸 収 入		48,735
	1 貸付金元利収入	48,735
歳 入 合 計		155,822

歳 出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 155,822
	1 沿岸漁業改善資金	155,822
歳 出 合 計		155,822

令和7年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和7年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 859,594 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 諸 収 入		859,594
	1 貸付金元利収入	859,594
歳 入 合 計		859,594

歳 出

款	項	金額
		千円
1 総 務 費		800,094
	1 市町村振興資金	800,094
2 諸 支 出 金		59,500
	1 繼 出 金	59,500
歳 出 合 計		859,594

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和7年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,027,525千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		30,068
	1 財産運用収入	30,068
2 繙越金		703,457
	1 繙越金	703,457
3 県債		2,294,000
	1 県債	2,294,000
歳入合計		3,027,525

歳出

款	項	金額
1 商工費		千円 2,996,545
	1 工礦業費	2,996,545
2 公債費		12,229
	1 公債費	12,229
3 諸支出金		18,751
	1 繰出金	18,751
歳出合計		3,027,525

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地造成事業費	2,294,000 千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,301,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 チッソ貸付費		千円 107,319
	1 諸 収 入	107,319
2 水俣病問題解決支援財團出資費		161,851
	1 繰 入 金	161,851
3 支 援 措 置 費		1,275,410
	1 国庫支出金	429,277
	2 繰 入 金	740,133
	3 県 債	106,000
4 一時金支払関係費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,301,044

歳出		
款	項	金額
1 チッソ貸付費		千円 536,596
	1 公債費	536,596
2 水俣病問題解決支援財團出資費		161,851
	1 公債費	161,851
3 支援措置費		846,133
	1 環境費	106,000
	2 公債費	740,133
4 一時金支払関係費		756,464
	1 公債費	756,464
歳出合計		2,301,044

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チッソ特別 貸付資金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和7年度熊本県公債管理特別会計予算

令和7年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,202,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		492,432
	1 財産運用収入	492,432
2 繙入金		63,147,929
	1 一般会計繙入金	42,026,929
	2 基金繙入金	21,121,000
3 県債		52,562,100
	1 県債	52,562,100
歳入合計		116,202,461

歳出		
款	項	金額
1 公債費		千円 116,202,461
	1 公債費	116,202,461
歳出合計		116,202,461

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借換債	52,562,100 千円	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,989,953千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 50,648,911
	1 負 担 金	50,648,911
2 国庫支出金		53,755,320
	1 国庫負担金	35,023,387
	2 国庫補助金	18,731,933
3 財産取入		68,283
	1 財産運用収入	68,283
4 繰入金		11,908,779
	1 一般会計繰入金	11,158,779
	2 基金繰入金	750,000
5 諸取入		66,608,660
	1 雜入	66,608,660
歳入合計		182,989,953

歳出

款	項	金額
1 民生費		千円 182,813,314
	1 社会福祉費	182,813,314
2 衛生費		176,639
	1 公衆衛生費	176,639
歳出合計		182,989,953

令和7年度熊本県下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 関連市町村数	11市町村
(2) 年間総処理水量	32,413,316m ³
(3) 1日平均処理水量	88,804m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 熊本北部流域下水道建設事業	2,036,200千円
ロ 球磨川上流流域下水道建設事業	583,700千円
ハ 八代北部流域下水道建設事業	447,400千円
ニ 特定公共下水道建設事業	67,803千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入	支 出
第1款 下水道事業収益	3,450,684千円
第1項 営業収益	2,111,287千円
第2項 営業外収益	1,339,397千円
第1款 下水道事業費用	3,301,686千円
第1項 営業費用	3,216,674千円
第2項 営業外費用	85,012千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額470,961千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,475千円及び過年度分損益勘定留保資金410,486千円で補てんするものとする。)。

取 入	支 出
第1款 資本的収入	3,204,165千円
第1項 企業債	760,201千円
第2項 他会計借入金	26,803千円
第3項 補助金	1,736,100千円
第4項 負担金	672,200千円
第5項 長期貸付金償還金	8,861千円
第1款 資本的支出	3,675,126千円
第1項 建設改良費	3,150,096千円
第2項 企業債償還金	516,169千円
第3項 他会計借入金償還金	8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (送風機設備増設等) 熊本市	令和8年度 ～令和9年度	千円 4,432,500
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,287,000 3,145,500
球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理設備改築等) 錦町	令和8年度	821,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	1,161,000
八代北部流域下水道建設事業 (汚泥濃縮設備等改築等) 八代市	令和8年度 ～令和9年度	482,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	679,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域下水道事業費	千円 459,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域下水道事業費	121,800			
八代北部流域下水道事業費	90,800			
特定公共下水道事業費	41,000			
借換債	47,601			
計	760,201			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

73,761千円

令和7年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 134,278,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	取 入	
第1款 事業収益		3,459,209千円
第1項 営業収益		3,428,408千円
第2項 営業外収益		30,801千円
	支 出	
第1款 事業費		3,109,402千円
第1項 営業費用		2,646,736千円
第2項 営業外費用		253,266千円
第3項 特別損失		169,400千円
第4項 予備費		40,000千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,033,472千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,115千円、過年度分損益勘定留保資金1,501,357千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)。

	取 入	
第1款 資本的収入		265,554千円
第1項 他会計からの返還金		265,554千円
	支 出	
第1款 資本的支出		2,299,026千円
第1項 建設改良費		303,267千円
第2項 投資		500,000千円
第3項 企業債償還金		945,759千円
第4項 他会計への繰出金		500,000千円
第5項 予備費		50,000千円
(債務負担行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和8年度	千円 239,901
情報処理関連業務	令和8年度	200,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 478,171千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和7年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	38箇所
(2) 年間総給水量	9,887,098m ³
(3) 一日平均給水量	27,088m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

取 入	支 出
第1款 事業収益	1,172,793千円
第1項 営業収益	767,163千円
第2項 営業外収益	405,630千円
支 出	
第1款 事業費	1,278,984千円
第1項 営業費用	1,231,010千円
第2項 営業外費用	37,974千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額457,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,989千円及び過年度分損益勘定留保資金391,332千円で補てんするものとする。)。

取 入	支 出
第1款 資本的収入	813,520千円
第1項 企業債	634,000千円
第2項 補助金	143,939千円
第3項 工事受託金	27,832千円
第4項 会計内返還金	7,749千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,270,841千円
第1項 建設改良費	738,713千円
第2項 企業債償還金	216,387千円
第3項 長期借入金償還金	35,187千円
第4項 短期借入金償還金	265,554千円
第5項 予備費	15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	235,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
新規工業用水道事業	399,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 67,937千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、99,669千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和7年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 225,432台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	取 入	
第1款 事業収益		115,212千円
第1項 営業収益		111,296千円
第2項 営業外収益		3,916千円
	支 出	
第1款 事業費		29,046千円
第1項 営業費用		27,989千円
第2項 営業外費用		57千円
第3項 予備費		1,000千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,000千円は、地域振興積立金50,000千円で補てんするものとする。)。

	取 入	
第1款 資本的収入		0千円
	支 出	
第1款 資本的支出		50,000千円
第1項 他会計への繰出金		50,000千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支出

第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,381千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和7年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 150床

(2) 年間患者数

入院 35,405人

外来 22,748人

(3) 一日平均患者数

入院 97人

外来 94人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 1,664,284千円

第1項 医業収益 700,063千円

第2項 医業外収益 964,221千円

支 出

第1款 病院事業費用 1,663,235千円

第1項 医業費用 1,648,326千円

第2項 医業外費用 14,409千円

第3項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,821千円は、当年度分損益勘定留保資金114,785千円及び減債積立金32,036千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 391,962千円

第1項 企業債 172,000千円

第2項 一般会計負担金 219,962千円

支 出

第1款 資本的支出 538,783千円

第1項 建設改良費 179,340千円

第2項 企業債償還金 354,443千円

第3項 予備費 5,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち32,036千円を減債積立金に目的外使用する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更 新 事 業	172,000 千円	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げる借り 入れができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,009,247千円

(2) 交際費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。